

## 尼崎市物価高騰対策福祉施設等支援給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付することで、利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、福祉施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）（以下「関係法」という。）に規定する施設又は事業所であって、別表1の「施設等種別」に掲げるものをいう。

### (給付金の対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、令和8年2月1日時点で、関係法に基づき尼崎市から事業者指定を受けている者又はそれ以外で尼崎市において福祉施設等（他市のみで事業者指定を受けた事業所を除く。）を運営している者とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 第6条に規定する交付申請時点で事業を実施していない又は事業を休・廃止している場合
- (2) 国又は地方公共団体が運営している場合（指定管理者制度による運営を含む。）

### (給付対象経費)

第4条 給付金の交付対象となる経費は、対象事業者が負担する次に掲げる経費とする。

- (1) 光熱費
- (2) 食料品費
- (3) 日用品費
- (4) その他市長が必要と認める経費

### (給付金の額)

第5条 対象事業者に交付する給付金の額は、別表1の「施設等種別」欄に定める区分ごとに、同表の「給付金の額」欄に定める額とする。

### (交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする福祉施設等の代表者（以下「申請者」という。）は、給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めたときは、給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、当該申請者（以下「交付対象者」という。）に対し、給付金を支払うものとする。

2 市長は、申請者に対して給付金を交付しないことを決定したときは、給付金却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付申請その他この要綱に基づく手続を行ったとき。

(2) 給付金を他の用途に使用したとき。

(3) 給付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこの要綱に基づく市の指示その他の措置に違反したとき。

(5) 不適当な方法で給付対象事業が実施したとき。

(6) その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付の取消しを行ったときは、給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者へ通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、給付金返還命令書（様式第5号）により、交付対象者に対し、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の備付)

第10条 交付対象者は、当該給付金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該給付金を受領した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第11条 市は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは給付対象事業の施行上必要な指示をし、又は第10条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 13 日から施行する。

付 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 18 日から施行する。

付 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和 5 年 12 月 20 日から施行する。

付 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。

付 則

(施行の期日)

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 4 条関係)

| 施設等種別                |                                                                                        | 給付金の額                                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 介護保険<br>法に基づ<br>く施設等 | 介護老人福祉施設<br>地域密着型介護老人福祉施設<br>介護老人保健施設<br>短期入所生活介護事業所（※ 1）<br>短期入所療養介護事業所（※ 1）<br>介護医療院 | 1 定員あたり 4,400 円<br><br>※ 1 空床利用型を除く。   |
|                      | 特定施設入居者生活介護事業所（※ 2）<br>地域密着型特定施設入居者生活介護事業<br>所                                         | 1 定員あたり 22,400 円<br><br>※ 2 軽費老人ホーム及び養 |

|              |                                                                                                                                                                |                                                                                                                                       |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 認知症対応型共同生活介護事業所                                                                                                                                                | 護老人ホームは除く（老人福祉法に基づく施設等として計上すること）。                                                                                                     |
|              | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>通所介護事業所<br>地域密着型通所介護事業所<br>認知症対応型通所介護事業所<br>通所リハビリテーション事業所（※３）<br>通所型サービス（第一号通所事業）（※４）                                   | １定員あたり 3,700 円<br><br>※３ 医療みなし指定を受ける事業所を除く。<br>※４ 通所介護及び地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る。                                                      |
|              | 訪問介護事業所<br>訪問入浴事業所<br>訪問看護事業所（※５）<br>訪問リハビリテーション事業所（※５）<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>夜間対応型訪問介護事業所<br>居宅介護支援事業所（※６）<br>介護予防支援事業所（※６）<br>福祉用具貸与（※７）<br>特定福祉用具販売（※７） | １事業所あたり 13,700 円<br><br>※５ 医療みなし指定を受ける事業所を除く。<br>※６ 居宅介護支援と介護予防支援を同じ事業所で行っている場合は、いずれか一つ。<br>※７ 福祉用具貸与と特定福祉用具販売を同じ事業所で行っている場合は、いずれか一つ。 |
| 老人福祉法に基づく施設等 | 軽費老人ホーム<br>養護老人ホーム                                                                                                                                             | １定員あたり 4,400 円                                                                                                                        |
| 障害者の日常生活     | 障害者支援施設                                                                                                                                                        | １定員あたり 22,400 円                                                                                                                       |
|              | 共同生活援助事業所                                                                                                                                                      | １定員あたり 18,700 円                                                                                                                       |

|                             |                                                                                                                           |                                                                                                                   |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等 | 短期入所事業所（※８）<br>生活介護事業所<br>自立訓練（機能・生活訓練）事業所<br>就労移行支援事業所<br>就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所<br>就労選択支援事業所<br>地域活動支援センター（※９）<br>小規模作業所（※１０） | １定員あたり ３,７００ 円<br><br>※８ 空床利用型を除く。<br>※９ 地域活動支援センターの定員数はⅠ型を ２０ 人、Ⅱ型を １５ 人、Ⅲ型を １０ 人とする。<br>※１０ 小規模作業所の定員数は ５ 人とする。 |
|                             | 居宅介護事業所<br>自立生活援助（※１１）<br>特定相談支援事業所（地域移行・地域定着支援を含む）                                                                       | １事業所あたり １３,７００ 円<br><br>※１１ 自立生活援助と居宅介護もしくは特定相談支援（地域移行・地域定着支援を含む）を同じ事業所で行っている場合は、いずれか一つ。                          |
| 児童福祉法に基づく施設等                | 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）<br>放課後等デイサービス事業所                                                                                | １定員あたり ３,７００ 円                                                                                                    |
| 生活保護法に基づく施設                 | 日常生活支援住居施設                                                                                                                | １定員あたり ２０,０００ 円                                                                                                   |